ChatGPT をはじめとする生成 AI の利用ガイドライン

岡山県西粟倉村

令和5年8月4日 初回発行

目次

1.	はじめに	. 1
1.1	ガイドライン策定の背景及び目的	. 1
1.2	本ガイドラインの構成	. 1
2.	生成 AI の定義と利用	.2
2.1	生成 AI とは	.2
2.2	生成 AI の利用による効果	.2
2.3	生成 AI の利用によるリスクの理解	.3
3.	生成 AI を用いたサービスの実際の利用	.3
3.1	使用における注意及び禁止事項等	.4
3.2	サービス利用プロセス	.5
4.	委託業者等、民間利用への対応	.8
5.	おわりに	.9

1. はじめに

1.1 ガイドライン策定の背景および目的

本ガイドラインは、令和5年5月に総務省により発行された「ChatGPT等の生成 AIの業務利用に関する事務連絡」に基づき、西粟倉村役場業務におけるChatGPT等の生成 AIの利用に関して定めるものである。

近年のデータ処理技術の進歩により、文章や画像を自動的に生成する技術(以下、生成 AI と呼ぶ)の精度が向上する中で、2022年11月に公開された Chat GPT をはじめとした、Web ブラウザやアプリケーションからインターネットを通じて生成 AI を自由に利用できるサービスが複数登場した。これらは自然な対話や文章生成が可能であり、様々な業務のサポートや課題解決の支援を中心に利用が検討され普及が進んでいる。

西粟倉村においては、生成 AI の特徴やそれらの利用を提供するサービスの形態について理解 した上で、本ガイドラインに沿って、発生しうる様々なリスクについて適切に評価・管理を行い、業務 への適切な利用を通じてサービスの向上を目指すものとする。

1.2 本ガイドラインの構成

本ガイドラインでは、以下の項目について記述している。

● 生成 AI の定義と利用

生成 AI を利用するサービスの概要について述べ、それらによる生成物の特徴や業務への活用 方法について記述するとともに、サービスの利用により期待される効果や発生しうるリスクについて 述べる。

● 生成 AI を用いたサービスの実際の利用

生成 AI を用いたサービスの利用によるリスクを回避しつつ、最大限の効果を得るための具体的な利用プロセスを示す。

● 委託業者や協力者による利用への対応

職員による直接利用の他、委託業者や協力者が利用する場合における対応について述べる。

• おわりに

生成 AI の普及に伴い、生成 AI が日常的に利用されるようになることが予想される。そのような業務の変化に対し、普段の業務のあり方や考え方について列挙する。

2. 生成 AI の定義と利用

2.1 生成 AI とは

生成 AI とは、大量のデータにより学習して、文章や画像を自動的に生成する技術を指す。

これまでコンピュータは、一般業務においては文書の作成や数値計算等の作業の支援ツールと して用いられることが一般的であった。近年、2010年代に発展したディープ・ラーニングにより精度 が大幅に向上し、言語翻訳や手書き文字認識(OCR)等で利用されていた。

2022 年 11 月に OpenAI 社が公開した ChatGPT は、人間が作成するような質の高い文章を自動生成することが可能である点が注目された。その後、Google や Microsoft などの大手 IT 企業が同等の技術を用いて類似したサービスをリリースした他、ロゴ等のイラストや画像の作成などの特定の領域に特化した Web サービスが相次いで登場するなど、生成 AI を利用した Web サービスが増加している。今後、さらなるデータの増加に伴い、生成 AI の精度の向上や用途の拡大によるサービスの多様化、高機能化が予想されている。

2.2 生成 AI を利用することによる効果

生成 AI の高品質な文章を短時間で生成できる機能を利用し、業務の支援ツールとして利用することで、時間と労力をかけて行ってきた作業の一部を自動化することができると考えられる。これにより、以下のような効果が期待できる。

● 業務の効率化

これまで手作業により行われてきた文章の作成や資料のデザインなどを、生成 AI を用いて自動で行うことができる。生成 AI では、命令文(インプット)として自由な文章や単語を入力することで成果物を得られるため、新しいスキルを習得することなくサービスを利用でき、少ない学習コストで作業時間の短縮、生産性の向上が期待できる。

論理的議論の強化

生成 AI の成果物は、人間が短時間では思い付きづらい視点を含むことがある。この機能を利用して、文章を生成する生成 AI に対し、あるテーマに対して多角的な視点でのアイデアを出力させることで、テーマを深く理解することや、視点の見落としを防ぐことが期待できる。

デジタル・トランスフォーメーションの推進

生成 AI を利用する際、インプットとなる命令文や出力される生成物は全てデジタルデータである ため、生成 AI を積極的に利用する組織は、結果的にデジタルデータを中心とした業務形態へ移 行していくことが予想される。 西粟倉村においてもデジタル技術を利用した様々なサービスの導入 が進んでおり、それらとの連携により、持続的なサービスの品質向上が期待できる。

2.3 生成 AI の利用によるリスクの理解

生成 AI が持つリスクは、主に生成物に問題のある表現や内容が意図せず含まれてしまうことによるものである。 生成 AI や生成 AI を利用したサービスの利用に伴うリスクは以下が挙げられる。

◆ 生成物に誤った情報が含まれてしまうリスク

生成 AI は、事前に学習した大量のデータや、利用者が入力した命令文(インプット)から出力を 生成するが、それらに誤った情報や偏った意見が含まれている場合、出力結果にも反映されてし まうことがある。

● 意図せず他者の権利を侵害してしまうリスク

生成 AI は、大量のデータを事前に学習することによって高品質の文章や画像を生成しているが、 生成物が利用者の意図に関わらず他者の権利を侵害してしまうおそれがある。例えば、生成した 文章が他者の著作物と類似していたり、生成した人間の画像が存命の著名人に似ていたりした場 合に、意図せず他者に損害を与えてしまう可能性がある。

● 個人情報保護や機密情報保護の観点

生成 AI を利活用する Web サービスは、命令文(インプット)を入力する際にインターネットで情報を送信する必要があることから、機密情報を命令文に含めるとその内容が外部に送信されることになり、機密情報が組織外に流出する懸念がある。これは、生成 AI を利用するサービスに関わらず同様である。

個別契約を結ぶことができないリスク

一般的な Web サービスでは、個別契約を結ぶことなく画一的な約款や規約等への同意のみで利用可能となるものが多い。このような形態をとっているサービスは、規約等に記述がない内容については十分なサポートが受けられない可能性があり、サービス利用によってトラブルが生じた場合に利用者が主体となって解決しなければならない状況が発生する可能性がある。これを回避するためには、サービス利用者が一定の IT リテラシーを身につけた上で、トラブル発生時に専門家に相談し解決に向かう体制を整備しておくことが望ましい。

3. 生成 AI を用いたサービスの実際の利用

生成 AI を用いたサービスの利用は、第2章で述べたように、リスクを回避しつつ最大限の効果を得ることを目指して行う。本章では、それらの効果やリスクに基づいた具体的な利用について、禁止事項および実際の利用プロセスについて記述する。

3.1 使用における注意および禁止事項

生成 AI の利用にあたり、以下の項目に該当する行為を禁止事項とする。

● 機密情報の入力の禁止

機密情報の利用については、下表に示す西粟倉村情報セキュリティ対策基準における機密性 2 以上に該当する情報は入力してはならない。

表	西粟倉村	こおける	Κ機密性σ)其淮火和	旧田可能が	情報
1X		しゅつける	ハ双化 エン	/ //>/-	ツノココ ココ ヨヒィみ	

機密性 1	機密性 2	機密性3
機密性 2 又は機密性 3 の情	行政事務で取り扱う情報資産	行政事務で取り扱う情報資産
報資産以外の情報資産	のうち、秘密文書に相当する	のうち、秘密文書に相当する
	機密性は要しないが、直ちに	機密性を要する情報資産
	一般に公表することを前提と	
	していない情報	
利用可能	利用不可	利用不可

※西粟倉村情報セキュリティ対策基準より抜粋

[非公開情報(西粟倉村情報公開条例第7条各号該当)]

特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものを含む。)又は特定の個人を識別できないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのあるもの(第 1 号)(個人の氏名、思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、学歴、職歴、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)法令等の規定により開示等することができないと明文で規定され、又は法令等の規定の解釈上その旨が明らかである情報※ただし、次に掲げる情報を除く。

- ▶ 法令又は条例の定めるところにより、何人でも閲覧することができる情報
- 実施機関が開示を目的として作成し、又は取得した情報
- ▶ 法令等の規定による許可、免許、届出等の際に実施機関が作成し、又は取得した情報で、開示することが公益上必要であると認められること
- ⇒ 当該個人が公務員である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職名及び氏名並びに当該職務遂行の内容にかかわる部分

非公開情報の入力の禁止

西粟倉村情報公開条例第7条各号に定める非公開情報を入力することを禁止する。

● 他者の権利の侵害につながる行為の禁止

他者の権利を侵害してしまう可能性について、サービスの利用について問題ないことが確認できない場合は、そのサービスをその用途に使用してはならない。また、サービスの利用によって得られた生成物について問題ないことが確認できない場合は、その生成物を公開してはならない。また生成 AI の利用にあたり、以下の項目について注意して対応する。

● 生成 AI を利用していることの明記について

サービスによっては、生成物の公開時に生成 AI による生成物であることを明示するよう求めている場合がある。

(例) ChatGPT の生成 AI の利用に関する記述

OpenAI 社が定める「Terms of use(利用規約)」には、医療、金融、法律業界、ニュース生成・要約等一部の用途において消費者向けにコンテンツを作成して提供する場合には、AI が使用されていることならびにその潜在的な限界を知らせる免責事項をユーザーに提供する必要があることが明記されている。

● 入力された情報の第三者への提供に関する記述

サービスの中には、利用規約中に「入力したテキストや画像を今後サービス向上のために使用する可能性がある」という趣旨の記述があるものがあるが、これは入力したデータを学習データとして利用する可能性があることを意味しており、入力した情報の保存や第三者への提供について述べているものである。該当する記述についてサービス利用前に規約等を確認する。

サービスによっては、利用者によって許可された内容のみを利用する「オプトイン」を明示しているものや、入力した内容を学習することを許可しない「オプトアウト」を受け付けているものがある。サービスの選択あるいは利用時に規約等を確認の上、適切に対応すること。

3.2 サービス利用プロセス

生成 AI の具体的な利用プロセスは、「サービス利用の準備」「サービスの使用」「生成物の評価」「結果の記録とデータ管理」という 4 つの段階に分けられる。以下に各プロセスについて説明する。

サービス利用の準備

● 適切なサービスの選択

生成 AI を利用する目的に照らして、適切なサービスの選択を行う。サービスのトップページや紹介ページ等を参考にし、適切な生成物が得られることが期待できるサービスを選択する。類似したサービスが複数ある場合には、生成物の精度が十分に高いか、ストレスを感じずに操作できるか、表示される情報がわかりやすいか、使用料が適切であるか等の観点から検討し、最も適切なサー

ビスを選択する。

● 利用規約の確認

サービスの利用には、利用者にアカウント登録を求めるものが多い。サービス利用者がアカウント登録を行う必要がある場合には、登録するアカウント情報を記録しておくこと。業務利用の場合には個人のメールアドレスをアカウント情報に使用しないこと。

サービスの使用

生成 AI を効率的に利用するためには、適切な命令文(インプット)を入力することが求められる。 適切な命令文を作成するためには、生成文の用途を明確にした上で、含まれるべき記述や内容、 文章の体裁など、最終的に出力される生成物に求められる条件を事前に整理する。以下に一例を 示す。

(例) ChatGPT を用いて、業務に必要な文章を作成する場合の条件

- ▶ どのような業務の中で、どのような書類を作成しようとしているか
- ▶ 文体(「です・ます調」か「である調」か)
- ▶ 出力をリスト形式(箇条書き)やテーブル形式(表)で行うか
- > 文字数はどの程度か
- ▶ どのような人に対するメッセージか
- ▶ 出力させたい回答パターンは何件か

生成 AI で文章を作成する場合、内容から体裁に至るまで幅広い条件を含めることができる。生成 AI に入力する命令文(インプット)の様式は、利用する Web サービスによるが、基本的に日本語による自由記述が可能なものが多い。命令を実行してから結果が出力されるまでの時間は、サービスにもよるが概ね数十秒程度で完了する。出力結果を確認し、利用者が意図したものと異なる結果が出る場合には、入力を調整して何度か繰り返すと良い。

生成 AI サービスを利用中に何らかの問題やトラブルが発生した際には、直ちにサービスの使用を中止し、上長に報告するとともに、必要に応じて専門家に相談して解決をはかることとする。

なお、生成 AI に入力する命令文(インプット)のことは「プロンプト(prompt: 日本語で「指示」という意味)」と呼ばれる。

生成物の評価

生成 AI が出力した生成物は必ず内容の確認を行うこと。

結果の評価は原則として命令文の作成者、入力者が行う。 生成 AI を利用する目的や以下の観

点から成果物が期待通りの内容であるか確認し、細かな修正ができる場合には加筆修正を行う。

● 適切な表現が用いられていること

生成 AI で作成された文章は、一般的に流暢で自然な表現が用いられ、文法や表現の面で問題があることはほとんどない。その一方で、抽象的な表現や癖のない表現を多用する傾向にあり、他の文章と組み合わせたときに、表現に一貫性のない文章になってしまうことや、一部の文章が目立ってしまうことがある。書類の一部もしくは全部に生成 AI の文章を用いる際には、文章を発行する目的に照らして、全体の流れが一貫したものになるように校正する。

仮えたいメッセージが明確であること

生成 AI で作成された文章は、同じテーマで人間が作成した文章よりも比較的短くシンプルになる傾向にあり、場合によってはメッセージが十分に伝わらない文章になることがある。特に、相手を説得する文章や依頼文などの相手に何らかの評価や行動を期待する文章の場合には、具体的な例示や理由等の補足を必要に応じて追加し、意図を伝える本来の目的にふさわしい文章になるよう校正する。

● 論理的な文章であること

生成 AI で作成された文章は、人間が論理的な文章を作成するときに行うロジックツリーの作成 等を行わないため、読み手から見て文章間の論理的なつながりが弱いことがある。サービス利用者は、文章ごとに明確な主題があるか、各文章間のつながりが明確であるかを注意深く確認し、必要に応じて校正を行う。

● 著作権等への配慮

文化庁ならびに内閣府が 2023 年 5 月 30 日に公開した「AI と著作権の関係等について」によると、生成 AI の出力したものに類似性や依拠性が認められる場合、著作権者は著作権を主張できるとの見解を示している。生成 AI は、過去のデータをパターン化して出力を行う性質上、既存の著作者の権利を侵害する可能性を否定できない。特にロゴやイラストなどで成果物に新たな著作権等が発生する場合には、生成物に対し調整等を行わずそのまま成果物とすることは原則として認められない。

上記に加え、「2.3 生成 AI の利用によるリスクの理解」を参考にリスクを回避できているかの観点でも確認を行う。

結果の記録とデータ管理

生成 AI の利用後は、「効率的なデータの再利用」「適切なデータの管理」の観点から、入力内容を記録する。記録項目は以下を一例とする。

表 記録項目の例

項目	説明
使用サービス名	サービス名や URL など利用サービスを特定する項目
使用目的	出力結果の用途や目的
使用アカウント	使用者名もしくは使用アカウント
入力内容	サービスに入力した命令文(プロンプト)
使用日時	サービスを使用した日時
出力結果	サービスの入力内容により得られた出力結果

● 効率的なデータの再利用

生成 AI を使用する際、通常は条件を満たす出力が得られるまで入力内容を調整しながら何度 か入力を繰り返し行うが、そうして最終的に得られた出力結果および入力した命令文は、繰り返し 利用できる状態で記録しておくことで、同じサービスを再び使用する際に流用して試行回数を減ら すことができる。記録する際には流用しやすいよう、内容が容易に判断できるファイル名をつけ、電子データとして保存するのが望ましい。

● 適切なデータの管理

業務における生成 AI の利用が適切に行われていることを遡って確認できるよう、上記の例に示す項目を作業ごとに記録しておき、定期的に利用状況を確認する。

また、利用者に画一的な利用規約への同意を求める Web サービスは、利用規約が事前の通知なく変更されることがあるので、利用規約ならびに利用時のサービスの設定等を定期的に確認する。

4. 委託業者等、民間利用への対応

生成 AI を用いた Web サービスの利用は民間においても積極的に行われている。生成 AI の普及に伴い、委託事業等においてその成果物や報告書等の関連書類の一部あるいは全部が生成 AI によって作成される例が増加することが考えられる。

委託業務においては、その成果物等が生成 AI によるものである場合、それらが持つリスクについては委託者に責任が生じる場合がある。したがって、業務委託を行う際には、「2.3 生成 AI の利用によるリスクの理解」に示すリスクが同様に発生することを理解した上で、委託先が生成 AI を用いることを想定したコミュニケーションをとるよう努める。

委託業者等との生成 AI の利用については、委託する業務内容の性質等を考慮して、以下の点を中心に慎重に協議する。

● 業務委託を行う際に、成果物への生成 AI の利用可否について明記する

委託業務において生成 AI の利用を許可する場合、委託者は最新の技術動向を把握した上で 適切な利用を求めること。生成 AI を一部利用して作成された成果物については、著作権等の確認 が困難な場合がある。特にロゴやイラストの作成の委託業務を行う場合など、権利の確認が難しい 場合には、仕様書に生成 AI を利用しないよう明記する。

● 仕様書等に具体的な仕様を明記する

AI によって生成される文章は、技術的要件などの専門性、地域性、具体性を欠く表現を多用する傾向にあるため、書類作成の際には、必要に応じて、数値目標や技術的要件、スケジュール等必要な項目を適宜追記する。

● 電子化データによるコミュニケーションを積極的に行う

委託を行う際には、委託業務の目的や内容に加え、成果物に求める条件や数値目標等を明らかにし、簡潔な文書にまとめ記録する。委託先に内容を通知する際には文書による伝達を原則とし、細かな条件であっても口頭で伝えることは避ける。また、データのやりとりの際にはコンピュータ上での扱い易さから電子データでの送付を推奨する。

● 成果物を受領する際に適切な評価を行うこと

生成 AI の利用を認めた場合、成果物の受領時には「3.2 サービス利用プロセス」における生成物の評価と同様の評価を行う。委託業者に対しては、生成に利用したサービス名や利用日時等の利用記録を成果物の受領時に確認し、委託業務の趣旨に沿っているかを成果物の内容の確認を必要に応じて行うなどのコミュニケーションをとること。

5. おわりに

本ガイドラインは、職員が ChatGPT 等の生成 AI を活用して業務を効果的に行うためのポイントを整理した。今後、生成 AI が普及しますます一般的になることが予想される。最後に、生成 AI を日常的に利用する際の業務のあり方や考え方について列挙する。

● 内容の検証、校正に適切な時間をかけること

生成 AI で作成する文章は、流暢な文章や表現を用いる一方で、不正確な内容を含んだり、論理性を欠いた文章を生成することがある。文章を発行することによる責任は発行者に帰属することを認識し、生成した文章を見直す時間を十分に確保し適切に校正をおこなうこと。

● 正しい価値観を持つこと

生成 AI は、入力する内容によっては、倫理観など社会一般に浸透している概念を無視した表現を用いることがある。そのような表現が使用された箇所を見逃さないためには、評価者自身が成果

物を公正かつ客観的に評価する価値観を持つことが重要である。

ライティングスキルの研鑽

文書の論理性を適切に評価し、必要に応じて校正をするためには、高度な文章読解力や作文 能力が必要とされる。利用者自身が読書や作文などを行い、基本的な語彙や表現に対する知識 理解を深めながら、文章の構成や段落の分け方、論理展開、外部からの引用など、ライティングス キルを維持することに努めることが必要である。

● 常に最新の情報に触れること

AI 技術は急速に進化しており、社会は大きく変化している。特に ChatGPT が登場して間もない時期には、生成 AI を利用したサービスやツールが次々と登場した。今後更なるサービスの登場や社会の変化によって、法的・規制に変更が生じることが予想される。サービス利用の際はこうした状況の理解を踏まえた上で行うこととし、必要に応じてガイドラインや規定に反映させること。

● 技術の発展に貢献すること

本ガイドラインは生成 AI の利用を制限するものではない。一般的な範囲で生成 AI を利用する場合など、特別な配慮を必要としない目的で利用する場合には、データの提供を許可するなど、サービスの発展に積極的に貢献することが望ましい。